

令和6年4月1日

取引業者 各位

近畿大学工業高等専門学校

## 不正取引防止と誓約書の提出及び再提出について(依頼)

平素は、本校の教育・研究活動に係る物品調達に際し、ご協力いただきありがとうございます。  
さて、本校では所管省庁である文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の令和3年2月の改正をふまえ、不正取引の防止に向け、各種施策を継続的に実施しています。

これらの内容は、特に取引上の本校教職員の不正防止を旨として、取引業者各位へ本校教職員から不正な行為の指示・依頼等があった場合はご通報いただくこと、本校の規則等を遵守いただくことが主なものとなっており、不正が認められた場合は、取引停止等の措置を講ずることとしています。

つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、研究費を原資として取引を行う際は、別添「誓約書」をご提出いただいております。さらに、より公正な取引を実施するため、下記事由の場合は、改めて誓約書をご提出いただきますようお願いいたします。

また、「誓約書」のご提出がない場合は、今後の取引を差し控えさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、今後、本校の内部監査の一環として、貴社の原簿等の提示を依頼させていただく場合がありますので、併せてご承知おきください。

### 記

#### 1 ガイドラインの要点

- (1) 不正行為の防止をふまえた適正執行を確立し、今後、取引業者からの誓約書を求め逸脱業者へは支払・取引停止、無期出入禁止等の措置を講ずること。
- (2) 発注権限・検収権限は教員・研究者ではなく、本法人の各担当事務所管であること。

〈ご参考〉文部科学省ホームページ

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」

URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

#### 2 誓約書の再提出が必要となる事由

- ・代表者の変更
- ・社名、法人名、所在地の変更

#### 3 提出先

近畿大学工業高等専門学校 事務部  
(〒518-0459 三重県名張市春日丘7番町1番地)

#### 4 関連規定(近畿大学「不正防止計画」を含む)

URL : <https://www.ktc.ac.jp/etc/company/>

URL : <https://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/research-funding/campus-regulations/>

#### 3 お問い合わせ先

近畿大学工業高等専門学校 事務部  
tel : 0595-41-0111 E-mail : [jimubu@ktc.ac.jp](mailto:jimubu@ktc.ac.jp)

以上